

## 糸島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、糸島市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が市へ雑誌の提供を行い、その提供する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

- 2 雑誌スポンサーが希望する場合、図書館内に配布用の広告チラシを設置する。
- 3 雑誌スポンサー名及び提供雑誌名を図書館の館内掲示物及びウェブサイトにおいて公表する。

### (雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、法人、団体、及び個人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーになろうとする者（法人にあつては、代表者も含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに至った場合も同様とする。
  - (1) 「糸島市広告掲載事業実施規程第4条」に定める「糸島市広告掲載事業掲載基準」に該当する規制業者に係るもの。
  - (2) 市税（糸島市税条例（平成22年1月1日 条例第59号）第3条に規定する税目のことをいう。）を滞納しているもの。
  - (3) その他、糸島市教育委員会が雑誌スポンサーとすることが適当でないと認めたもの。

### (広告の対象)

第5条 雑誌スポンサーの広告内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「糸島市広告掲載事業実施規程第4条」に定める「糸島市広告掲載事業掲載基準」の掲載を承認しない広告に該当するときは、広告の対象としない。

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサー契約の期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、更新は妨げない。

(広告の規格等)

第7条 提供雑誌の最新号カバー表面及び裏面の広告は、教育委員会が指定した規格で表示しなければならない。

- 2 配布用の広告チラシに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 3 雑誌スポンサー名及び提供雑誌名の公表に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(雑誌スポンサーの申し込み)

第8条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する「雑誌リスト」から提供しようとする雑誌を選定し、糸島市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添付し教育委員会に申し込むものとする。

- (1) 広告の図案及び原稿
  - (2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概況が分かる書類
- 2 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、この要綱により定める基準により、雑誌スポンサーの可否を決定するものとする。この場合において、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先願順に決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサーの可否を決定したときは、糸島市立図書館雑誌スポンサー承諾(不承諾)通知(様式第2号)により通知する。

(広告内容の変更)

第10条 教育委員会は、雑誌スポンサーから糸島市立図書館広告内容の変更届(様式第3号)が提出されたときは、雑誌スポンサー広告内容の変更の可否を決定しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサー広告内容の変更の可否を決定したときは、糸島市立図書館雑誌スポンサー広告内容の変更承諾(不承諾)通知(様式第4号)により通知する。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。